

4 航空機騒音調査

1 調査目的

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に基づく環境基準の達成状況を把握するため、県営名古屋空港及び中部国際空港周辺において騒音の調査を行った。

2 調査内容

(1) 県営名古屋空港

ア 調査内容

(ア) 調査期間

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで

(イ) 調査地点

| 調査機関 | 調査地点数 | 調査地点所在地 |
|------|---------------------|-----------------------|
| 愛知県 | 11 地点 ^{※1} | 2 市 1 町 |
| 名古屋市 | 2 地点 | |
| 春日井市 | 3 地点 | |
| 合計 | 16 地点 | 3 市 1 町 ^{※2} |

※1 振興部の騒音調査地点（3 地点）を含む。

※2 愛知県は、春日井市内で調査を実施しているため、調査地点所在地の合計は一致しない。

(ウ) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に定めるところによる。詳細は、13 ページの参考を参照。

イ 調査機関

愛知県、名古屋市及び春日井市

ウ 調査結果

16 地点で調査を行った結果、10 地点で環境基準を達成した。

| 年度 | 調査地点数 | 環境基準達成地点数 |
|-------|-------|-----------|
| 27 年度 | 16 地点 | 7 地点 |
| 28 年度 | 16 地点 | 8 地点 |
| 29 年度 | 16 地点 | 10 地点 |

(2) 中部国際空港

ア 調査内容

(ア) 調査期間

夏季（平成 29 年 8 月から 11 月）及び冬季（平成 30 年 1 月から 3 月）

(イ) 調査地点

| 調査機関 | 調査地点数 | 調査地点所在地 |
|------|-------|-------------|
| 愛知県 | 7 地点 | 4 市 2 町 1 村 |

(ウ) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）に定めるところによる。詳細は、13 ページの参考を参照。

イ 調査機関

愛知県

ウ 調査結果

5 地点で調査を行った結果、5 地点で環境基準を達成した。

| 年度 | 調査地点数 | 環境基準達成地点数 |
|-------|-------|-----------|
| 27 年度 | 5 地点 | 5 地点 |
| 28 年度 | 5 地点 | 5 地点 |
| 29 年度 | 5 地点 | 5 地点 |

また、環境基準の地域類型を指定した地域外の 2 地点で調査を行った結果、いずれも環境基準値を下回った。

| 年度 | 調査地点数 | 環境基準値を下回った地点数 |
|-------|-------|---------------|
| 27 年度 | 2 地点 | 2 地点 |
| 28 年度 | 2 地点 | 2 地点 |
| 29 年度 | 2 地点 | 2 地点 |

参 考

航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号） 一部改正（平成19年12月17日環境省告示第114号）

1 県営名古屋空港

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定（昭和52年4月30日愛知県告示第483号）

| 地域類型 | I | II |
|------|--|-------------------------|
| 該当地域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |
| 該当地域 | 愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5キロメートル、西方4キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。 | |

2 中部国際空港

中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

（平成18年3月31日愛知県告示第305号）

| 地域類型 | I |
|------|--|
| 該当地域 | 常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。 |